

高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)

..... 1

改正案	現行
<p>（適用除外） 第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第三条第一項第八号の政令で定める高压ガスは、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 経済産業大臣が定める方法により設置されている圧縮装置内における圧縮ガス（第四号に規定する第一種ガス（空気を除く。）を圧縮したものに限る。）であつて、温度三十五度において圧力五メガパスカル以下のもの</p> <p>三 （略）</p> <p>四 冷凍能力が三トン以上五トン未満の冷凍設備内における高压ガスであるヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める可燃性の基準に適合するものに限る。）又は空気（以下「第一種ガス」という。）</p> <p>五〇七 （略）</p> <p>八 内容積一リットル以下の容器内における液化ガスであつて、温度三十五度において圧力〇・八メガパスカル（当該液化ガスがフルオロカーボン（第四号の経済産業省令で定める可燃性の基準に適合するものに限る。）である場合にあつては、二・一メガパスカル）以下のものうち、経済産業大臣が定めるもの</p>	<p>（適用除外） 第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第三条第一項第八号の政令で定める高压ガスは、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 経済産業大臣が定める方法により設置されている圧縮装置内における圧縮ガス（次条の表第一の項上欄に規定する第一種ガス（空気を除く。）を圧縮したものに限る。）であつて、温度三十五度において圧力五メガパスカル以下のもの</p> <p>三 （略）</p> <p>四 冷凍能力が三トン以上五トン未満の冷凍設備内における高压ガスである二酸化炭素及びフルオロカーボン（不活性のものに限る。）</p> <p>五〇七 （略）</p> <p>八 内容積一リットル以下の容器内における液化ガスであつて、温度三十五度において圧力〇・八メガパスカル（当該液化ガスがフルオロカーボン（可燃性のものを除く。）である場合にあつては、二・一メガパスカル）以下のものうち、経済産業大臣が定めるもの</p>

九 (略)

(政令で定めるガスの種類等)
 第三条 法第五条第一項第一号の政令で定めるガスの種類は、一の事業所において次の表の上欄に掲げるガスに係る高圧ガスの製造をしようとする場合における同欄に掲げるガスとし、同号の政令で定める値は、同欄に掲げるガスの種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

ガスの種類	値
一 第一種ガス	三百立方メートル
二 第一種ガス及びそれ以外のガス	百立方メートルを超え三百立方メートル以下の範囲内において経済産業省令で定める値

九 (略)

(政令で定めるガスの種類等)
 第三条 法第五条第一項第一号の政令で定めるガスの種類は、一の事業所において次の表の上欄に掲げるガスに係る高圧ガスの製造をしようとする場合における同欄に掲げるガスとし、同号の政令で定める値は、同欄に掲げるガスの種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

ガスの種類	値
一 ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。)又は空気(以下「第一種ガス」という。)	三百立方メートル
二 第一種ガス及びそれ以外のガス	百立方メートルを超え三百立方メートル以下の範囲内において経済産業省令で定める値

第四条 法第五条第一項第二号の政令で定めるガスの種類は、一の事業所において次の表の上欄に掲げるガスに係る高圧ガスの製造をしようとする場合における同欄に掲げるガスとし、同号及び同条第二項第二号の政令で定める値は、同欄に掲げるガスの種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

ガスの種類	法第五条第一項第二号の政令で定める値	法第五条第二項第二号の政令で定める値
一 第一種ガス	五十トン	二十トン
二 フルオロカーボン（第二条第三項第四号の経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものを除く。）及びアンモニア	五十トン	五トン

第四条 法第五条第一項第二号の政令で定めるガスの種類は、一の事業所において次の表の上欄に掲げるガスに係る高圧ガスの製造をしようとする場合における同欄に掲げるガスとし、同号及び同条第二項第二号の政令で定める値は、同欄に掲げるガスの種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

ガスの種類	法第五条第一項第二号の政令で定める値	法第五条第二項第二号の政令で定める値
一 二酸化炭素及びフルオロカーボン（不活性のものに限る。）	五十トン	二十トン
二 フルオロカーボン（不活性のものを除く。）及びアンモニア	五十トン	五トン